



第7期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年3月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンター
RoomA+B

決議事項

- 第1号議案：取締役6名選任の件
- 第2号議案：取締役の報酬額改定の件
- 第3号議案：取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

BASE株式会社

証券コード：4477

証券コード 4477
2020年3月9日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー37階
B A S E 株 式 会 社
代表取締役CEO 鶴岡 裕太

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月24日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただくか、「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご確認いただき、2020年3月24日（火曜日）午後7時までにインターネットによって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月25日（水曜日）午前10時より（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA+B
3. 目的事項
 1. 報告事項
 1. 第7期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
 2. 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.binc.jp/ir/meeting>) に掲載させていただきます。
- ※本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.binc.jp/ir/meeting>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、実施してください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
2. インターネットによる議決権行使は、2020年3月24日（火曜日）午後7時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権が行使された場合、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回議決権が行使された場合、最後に行われたものを有効といたします。
5. パソコン、携帯電話により議決権を行使される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
6. スマートフォンにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。ただし、QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能ですので、2回目以降は「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただく必要がございます。また、ご利用のスマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。その場合には、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力の上、議決権を行使していただくようお願い申し上げます。
7. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル）
時間 午前9時～午後9時

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられ、消費の回復を後押しするなど回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦などによる景気減速懸念から依然不透明な状況が続いております。

当社グループの事業が立脚する電子商取引市場(以下、EC市場)については、スマートフォン、タブレット端末の普及や物流の改革など外部環境の好影響により、物販のBtoC-EC市場が成長を続けているほか、物販以外のサービス領域におけるEC化も進行していることに加え、BtoBのEC化やCtoC-ECの著しい成長などEC市場の領域も拡大しております。また、電子決済市場においては、政府公表の「キャッシュレス化に向けた方策」に基づく各種施策や、大手金融機関などによるFintechを取り入れた新たな金融・決済サービス創出などを背景に、さまざまな新しいサービスが誕生しており、決済サービス市場の拡大・多様化に伴い、市場の成長性は引き続き良好な状態が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、Eコマースプラットフォーム「BASE」を提供するBASE事業並びに、オンライン決済サービス「PAY.JP」及びID決済サービス「PAY ID」を提供するPAY事業を主に展開しております。

BASE事業では、ショップ運営の利便性向上や新たな機会、挑戦のためのサービスの提供を、PAY事業では加盟店の事業特性に合わせたサービス提供に努めており、売上に貢献しました。また、継続的な事業の成長のための人材採用やTVCM等のプロモーションを積極的に実施いたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は3,849,821千円（前年同期比63.7%増）、営業損失は441,719千円（前年同期は営業損失791,241千円）、経常損失は455,921千円（前年同期は経常損失798,930千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は459,675千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失854,783千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は27,296千円であります。その主なものは、人員増加に伴うPCの購入等18,408千円及び本社増床に伴う内装工事及び設備費用8,887千円であります。

なお、設備投資の総額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年10月25日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資により628,426千円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により1,271,283千円の資金調達をそれぞれ行いました。

(4) 対処すべき課題

対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 開発力・技術力の強化

当社グループの事業はインターネット業界と深くかかわっており、競争力のあるプロダクトをEC市場へ提供していくためには、その情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいプロダクトを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。

そのために、EC環境の変化や当社グループのサービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いプロダクトを提供してまいります。

また、当社グループは2019年12月末時点においてプロダクト人員が82名在籍しておりますが、さらなる優秀な技術者の確保、職場環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

② 優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材を適時に採用し、開発体制や内部管理体制を強化することが重要な課題であると考えております。

そのため、採用イベントの開催や社員紹介制度の導入等、採用方法の多様化を図り、当社グループの求める資質を兼ね備え、また当社グループの企業風土にあった人材の採用を進めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行ってまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を設置の上、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

④ 規律ある先行投資の実行

従来からTVCMやオンライン広告を活用した認知度向上及び顧客拡大のための広告宣伝や、当社サービスを拡大していくためのプロダクト人員等の採用など、積極的に先行投資を行ってまいりました。今後も高い成長率を持続していくためにこうした先行投資が必要であるため、継続的に先行投資を行っていく方針ですが、費用対効果を考慮するのみならず、営業損益の水準を鑑みたコストコントロールを行い、規律をもった先行投資を実行してまいります。

なお、現在の事業計画対象期間（2020年12月期～2021年12月期）における広告宣伝費及び人件費に関しては、大幅な費用拡大は想定しておらず、現在と同程度の適切な水準で投資を行ってまいりたいと考えております。

ただし、今後将来において市場環境や競合環境等が事業計画作成時点と大きく異なった場合には、投資額が変動する可能性もあります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第4期 2016年12月期	第5期 2017年12月期	第6期 2018年12月期	第7期 2019年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	—	—	2,352,406	3,849,821
経常損失 (△) (千円)	—	—	△798,930	△455,921
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	—	△854,783	△459,675
1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	—	△118.45	△38.73
総資産 (千円)	—	—	6,951,406	10,458,801
純資産 (千円)	—	—	1,737,463	3,158,313
1株当たり純資産額 (円)	—	—	△428.98	154.71

- (注) 1. 当社では、第7期より連結計算書類を作成しております。第6期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第4期 2016年12月期	第5期 2017年12月期	第6期 2018年12月期	第7期 2019年12月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	443,559	1,147,394	1,982,733	3,198,687
経常損失 (△) (千円)	△563,906	△1,261,431	△613,611	△272,789
当期純損失 (△) (千円)	△567,038	△1,268,804	△854,783	△276,073
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△78.58	△175.82	△118.45	△23.26
総資産 (千円)	2,866,223	5,308,080	5,111,262	7,670,667
純資産 (千円)	1,327,923	1,560,774	1,737,463	3,361,939
1株当たり純資産額 (円)	△134.71	△310.53	△428.98	164.69

- (注) 当社は、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
PAY株式会社	300,000千円	100%	決済サービスの提供
BASE BANK株式会社	100,000千円	100%	金融事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、当社、連結子会社であるPAY株式会社及びBASE BANK株式会社の計3社で構成されており、Eコマースプラットフォーム、オンライン決済サービス及び資金調達サービス等の事業を営んでおります。

当社は、Eコマースプラットフォーム「BASE」を提供するBASE事業を、連結子会社であるPAY株式会社では、クレジットカード決済によるオンライン決済サービス「PAY.JP」及びID決済サービス「PAY ID」を展開するPAY事業を展開しております。また、同じく連結子会社であるBASE BANK株式会社では、「BASE」を利用するショップオーナーに対して事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」を中心としたその他事業を展開しております。

当社グループは、「BASE」を通じて、個人及びSMB層（Small and Medium Business）をエンパワーメントすることに、また、「PAY.JP」を通じて、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

① BASE事業

「BASE」は、ネットショップ作成サービス及び当該サービスによって開設されたショップの商品が購入できるショッピングアプリ等を提供するEコマースプラットフォームであり、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじ

めとする行政機関にもご利用頂いているサービスです。

「BASE」は、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術を使わずに、当社が提供するデザインテンプレートを選択するだけで、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップを作成することができます。また、Eコマース運営の課題となっていた決済機能の導入に係る時間を短縮する仕組みとして、当社独自の決済システム「BASEかんたん決済」を提供し、ネットショップの開設から決済機能の導入までをワンストップで提供することで、これまでネットショップの作成時間、運営費用、Web技術など様々な理由で、ネットショップを始めることが困難だった方でも、手軽にネットショップの開設・運営を始めることができる仕組みを構築しております。

② PAY事業

「PAY.JP」は、Webサービスやネットショップ（「BASE」により作成されたネットショップを除く）にクレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービスです。「支払いのすべてをシンプルに」というコンセプトのもと、個人・法人を問わずあらゆる開発者が導入しやすいシステム設計としており、「申請に時間がかかる」、「高い」、「使いにくい」という従来の複雑なオンライン決済サービスの問題を解決し、導入を圧倒的に簡単にすることで、インターネット上の「モノの売り買い」の可能性を拡げ、人々のインターネットを通じた経済活動がこれまで以上に活発になるよう支援しております。

「PAY ID」は、購入者向けのID決済サービスです。あらかじめ購入者が購入者情報を「PAY ID」に登録することで、それ以降は、都度クレジットカード番号や住所を入力する必要がなく、IDとパスワードでログインするだけでスムーズに決済を行うことができます。

③ その他事業

「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、BASEショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取ることにによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、BASEショップのさらなる成長をサポートいたします。

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
PAY株式会社	東京都港区
BASE BANK株式会社	東京都港区

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136名	20名増	32.0歳	2.0年

(注) 使用人数には、臨時の使用人は含んでおりません。
使用人数には、他社からの出向者（1名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 75,288,000株

(2) 発行済株式の総数 20,413,800株

(3) 当事業年度末の株主数 4,864名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
鶴岡 裕太	3,140,400	15.4
グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合	1,923,200	9.4
株式会社丸井グループ	1,261,200	6.2
株式会社メルカリ	1,242,400	6.1
株式会社サイバーエージェント	902,000	4.4
株式会社partyfactory	865,900	4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	681,700	3.3
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	634,800	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	593,200	2.9
野村信託銀行株式会社（投信口）	570,100	2.8

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鶴岡裕太	代表取締役CEO	BASE BANK株式会社 代表取締役
藤川真一	取締役EVP of Development	PAY株式会社 取締役
原田健	取締役CFO	PAY株式会社 取締役 BASE BANK株式会社 取締役
山村兼司	取締役COO	
家入一真	取締役	株式会社partyfactory 代表取締役 株式会社CAMPFIRE 代表取締役
志村正之	取締役	株式会社Ubicomホールディングス 取締役アジア 戦略およびファイナンス・財務戦略責任者（CSO）
歌川文夫	常勤監査役	PAY株式会社 監査役 BASE BANK株式会社 監査役
阿久津操	監査役	株式会社ココブリーズ 代表取締役
山口揚平	監査役	山口揚平公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役家入一真及び取締役志村正之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役歌川文夫、監査役阿久津操及び監査役山口揚平は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役山口揚平は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役志村正之は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、新たに当社の社外取締役に選任され、就任いたしました。
5. 当社は、取締役志村正之、監査役歌川文夫、監査役山口揚平を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任時の地位 及び担当	退任時の重要な兼職の状況	退任日
青木正久	取締役	株式会社丸井 代表取締役社長	2019年6月30日
松山太河	取締役	イーストベンチャーズ株式会社 代表取締役	2019年8月8日
深山和彦	取締役	グローバル・ブレイン株式会社 パートナー	2019年8月8日

(注) 取締役青木正久、取締役松山太河及び取締役深山和彦は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役である家入一真、志村正之並びに社外監査役である歌川文夫、阿久津操及び山口揚平と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6人 (2人)	65,151千円 (2,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3人 (3人)	12,037千円 (12,037千円)
計 (うち社外役員)	9人 (5人)	77,189千円 (14,637千円)

- (注) 1. 2019年8月28日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額81,000千円以内と決議いただいております。また、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額19,000千円以内と決議いただいております。
2. 当事業年度に在籍していた取締役の人員数は9名（うち社外取締役5名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人数と相違しているのは、無報酬の社外取締役3名が在籍していたためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役家入一真は、株式会社partyfactory、株式会社CAMPFIREの代表取締役であります。株式会社partyfactoryは、当社の発行済株式総数の4.2%を保有しております。
 - ・取締役志村正之は、株式会社Ubicomホールディングスの取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役阿久津操は、株式会社ココブリーズの代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役山口揚平は、山口揚平公認会計士事務所の所長であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	家 入 一 真	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席いたしました。IT業界での豊富な経験・知識並びに会社経営に対する幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	松 山 太 河	取締役を退任するまでに開催された当事業年度開催の取締役会9回全てに出席いたしました。ベンチャーキャピタルにおける投資経験や会社経営に関する幅広い経験と知見から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	深 山 和 彦	取締役を退任するまでに開催された当事業年度開催の取締役会9回全てに出席いたしました。ベンチャーキャピタルにおける投資経験や会社経営に関する幅広い経験と知見から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	青 木 正 久	取締役を退任するまでに開催された当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席いたしました。小売業への豊富な知見と幅広い経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	志 村 正 之	取締役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会8回全てに出席いたしました。金融・決済業界への深い知見と幅広い経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	歌 川 文 夫	当事業年度開催の取締役会18回全て、監査役会21回全てに出席いたしました。長年にわたる管理業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	阿久津 操	当事業年度開催の取締役会18回全て、監査役会21回全てに出席いたしました。長年にわたるビジネス並びに会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	山 口 揚 平	当事業年度開催の取締役会18回全て、監査役会21回全てに出席いたしました。公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当であると判断し同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現時点では成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、会社設立以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化、競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための資金として、有効に活用する方針であります。

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,064,859	流 動 負 債	7,244,203
現金及び預金	7,195,414	営業未払金	3,918,629
未収入金	2,804,308	営業預り金	3,002,191
その他の	112,584	その他の	323,382
貸倒引当金	△47,448	固 定 負 債	56,284
固 定 資 産	393,942	負 債 合 計	7,300,488
有形固定資産	122,494	純 資 産 の 部	
建物	92,052	株 主 資 本	3,158,313
その他の	30,441	資 本 金	2,275,957
無形固定資産	2,209	資本剰余金	2,216,838
投資その他の資産	269,238	利益剰余金	△1,334,482
資 産 合 計	10,458,801	純 資 産 合 計	3,158,313
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,458,801

連結損益計算書 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		3,849,821
売 上 原 価			1,618,766
売 上 総 利 益			2,231,054
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,672,773
営 業 損 失 (△)			△441,719
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	39		
講 演 料 等 収 入	2,767		
受 取 遅 延 損 害 金	1,085		
協 賛 金 収 入	2,167		
そ の 他	452		6,512
営 業 外 費 用			
株 式 交 付 費	12,773		
上 場 関 連 費 用	7,940		20,714
経 常 損 失 (△)			△455,921
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)			△455,921
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,760		
法 人 税 等 調 整 額	993		3,753
当 期 純 損 失 (△)			△459,675
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△459,675

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,762,309	流 動 負 債	4,252,443
現 金 及 び 預 金	5,148,664	未 払 金	170,735
前 払 費 用	40,202	未 払 費 用	62,508
未 収 入 金	1,595,114	未 払 法 人 税 等	23,072
そ の 他	25,776	営 業 未 払 金	3,918,629
貸 倒 引 当 金	△47,448	営 業 預 り 金	14,756
固 定 資 産	908,357	預 り 金	15,059
有 形 固 定 資 産	122,494	前 受 収 益	26,400
建 物	92,052	そ の 他	21,279
工 具、器 具 及 び 備 品	30,441	固 定 負 債	56,284
無 形 固 定 資 産	2,209	繰 延 税 金 負 債	11,132
商 標 権	1,367	資 産 除 去 債 務	45,151
ソ フ ト ウ エ ア	842	負 債 合 計	4,308,727
投資その他の資産	783,653	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	514,415	株 主 資 本	3,361,939
長 期 前 払 費 用	24,176	資 本 金	2,275,957
敷 金 及 び 保 証 金	245,062	資 本 剰 余 金	2,216,838
資 産 合 計	7,670,667	資 本 準 備 金	2,216,838
		利 益 剰 余 金	△1,130,856
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,130,856
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,130,856
		純 資 産 合 計	3,361,939
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,670,667

損益計算書 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			3,198,687
売上原価			1,042,279
売上総利益			2,156,408
販売費及び一般管理費			2,415,224
営業損失 (△)			△258,816
営業外収益			
受取利息	175		
講演料等収入	2,717		
受取遅延損害金	1,085		
協賛金の収入	2,167		
その他	420		6,566
営業外費用			
株式交付費用	12,598		
相場関連費用	7,940		20,539
経常損失 (△)			△272,789
税引前当期純損失 (△)			△272,789
法人税、住民税及び事業税	2,290		
法人税等調整額	993		3,283
当期純損失 (△)			△276,073

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BASE株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BASE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BASE株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 役 会 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2020年2月20日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分をおこなうことを決議いたします。尚、会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより、取締役会の決議となっております。

(1) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、累積損失を早期に解消し、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の実現を図ることを目的として、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補をおこなうものであります。

(2) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

①資本準備金の額の減少の要領

1)減少する資本準備金の額

資本準備金2,216,838,750円のうち1,130,856,384円を減少して、1,085,982,366円といたします。

2)増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金を1,130,856,384円といたします。

②剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)の振替後のその他資本剰余金を、繰越利益剰余金に振替、欠損を填補するものです。

1)減少する剰余金の額の項目及びその額

その他資本剰余金1,130,856,384円を全て減少し、0円といたします。

2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金を1,130,856,384円増加し、0円といたします。

(3) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

①取締役会決議日

2020年2月20日(木曜日)

②効力発生日

2020年2月20日(木曜日)

2020年2月18日

BASE株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)

歌 川 文 夫 ㊟

社外監査役

阿久津 操 ㊟

社外監査役

山 口 陽 平 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	つる おか ゆう た 鶴 岡 裕 太 (1989年12月28日)	2012年12月 当社設立 代表取締役CEO就任（現任） 2018年 1 月 PAY株式会社 取締役就任 2018年 1 月 BASE BANK株式会社 代表取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) BASE BANK株式会社 代表取締役	3,140,400株
2	ふじ かわ しん いち 藤 川 真 一 (1973年11月3日)	1996年 4 月 株式会社タムラエフエーシステム (現：株式会社タムラ製作所) 入社 2000年11月 株式会社フロムビッツ（現：株式会社 レビックグローバル）入社 2006年 1 月 株式会社paperboy&co.（現：GMOペ パボ株式会社） 入社 2010年 1 月 株式会社想創社設立 代表取締役社長就任（現任） 2013年 9 月 モイ株式会社 入社 2014年 8 月 当社 取締役CTO就任 2019年 7 月 当社 取締役EVP of Development就 任（現任） 2019年 7 月 PAY株式会社 取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) PAY株式会社 取締役	37,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
3	はら だ けん 原 田 健 (1977年3月28日)	2000年4月 安藤建設株式会社（現：株式会社安藤・間）入社 2007年9月 株式会社ミクシィ 入社 2013年8月 株式会社フリークアウト（現：株式会社フリークアウト・ホールディングス）入社 2015年6月 当社 入社 2016年2月 当社 取締役CFO就任（現任） 2018年1月 PAY株式会社 取締役就任（現任） 2018年1月 BASE BANK株式会社 取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) PAY株式会社 取締役 BASE BANK株式会社 取締役	0株
4	やま むら けん じ 山 村 兼 司 (1978年6月26日)	2001年4月 サントリーフーズ株式会社 入社 2004年7月 株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 2017年1月 当社 入社 2018年6月 当社 取締役COO就任（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
5	いえ いり かず ま 家 入 一 真 (1978年12月28日)	2003年 1 月 有 限 会 社 paperboy&co. 設 立（現： GMOペパボ株式会社）代表取締役就任 2011年 1 月 株 式 会 社 ハイパーインターネッツ （現：株式会社CAMPFIRE）設 立 代 表 取 締 役 就 任（現任） 2011年 7 月 株 式 会 社 partyfactory 設 立 代 表 取 締 役 就 任（現任） 2012年12月 当 社 取 締 役 就 任（現任） 2017年11月 Founder Foundy 株 式 会 社 設 立 （現：NOW株式会社）代表取締役就任 （現任） 2018年 3 月 株 式 会 社 エクソダス 代 表 取 締 役 就 任 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社partyfactory 代表取締役 株式会社CAMPFIRE 代表取締役	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
6	し むら まさ ゆき 志 村 正 之 (1958年9月7日)	1982年 4 月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 2010年 4 月 同行 執行役員アジア・太平洋本部長就任 2015年 4 月 同行 専務執行役員（経営会議メンバー）就任 2017年 5 月 三井住友カード株式会社 専務執行役員就任 2018年 6 月 同社 代表取締役専務執行役員 就任 2019年 6 月 株式会社Ubicomホールディングス 取締役アジア戦略およびファイン ス・財務戦略責任者（CSO）就任（現 任） 2019年 8 月 当社 取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Ubicomホールディングス 取締役アジア戦略 およびファイン ス・財務戦略責任者（CSO）	0 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 家入一真氏、志村正之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 家入一真氏を社外取締役候補者とした理由は、ITへの深い知見と経験を有しており、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行って頂けるものと判断したためであります。
4. 志村正之氏を社外取締役候補者とした理由は、金融・決済業界への深い知見と経験を有しており、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行って頂けるものと判断したためであります。
5. 家入一真氏、志村正之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもってそれぞれ以下のとおりとなります。

家入一真	7年3カ月
志村正之	6カ月

6. 当社は、志村正之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
7. 家入一真氏及び志村正之氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬等の額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額81百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいております。今般、取締役の職務内容の拡大、取締役の員数の増加の可能性、その他諸般の事情を勘案して、本株主総会において、当社の取締役報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることにつき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、現在の対象取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決された場合も、引き続き対象取締役は6名（うち社外取締役2名）のままとなります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額81百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいておりますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役報酬等の額は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となります。

今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、社外取締役に対しても、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決された場合も、引き続き対象取締役は6名（うち社外取締役2名）のままとなります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年57,000株以内（うち社外取締役分は5,700株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、3年以上で取締役会が定める期間、又は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合は、当該事業年度経過後6月以内に当社取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって

譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

